

29 土第 778 号  
平成 30 年 3 月 15 日

各建設業関係団体の長 様

愛媛県土木部長  
(公 印 省 略)

建設業者の立入検査結果について (通知)

本県の建設行政に対しまして、日ごろから格別の御協力をいただき厚く感謝申し上げます。

さて、県では、例年、県内の建設業者の立入検査を実施しており、今年度についても先般実施したところです。

今年度の立入検査においては、

- ・雇用する技術者等に変動があった場合の適時の届出
- ・建設業法第 40 条に定める標識の適正な掲示
- ・下請契約 (変更契約を含む) の適時適切な締結 等

について、建設業法及び労働安全衛生法等の趣旨に沿った適切な対応がなされていない事例が複数発見され、当該建設業者に是正指導を行ったところです。

つきましては、貴職におかれても不適切な事務処理がなされることのないよう業者指導をいただきますようお願いいたします。

なお、建設工事の請負契約の際に留意すべき事項として、適宜「元請負人と下請負人間における建設業法令遵守ガイドライン」、「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」及び「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」を参照してください。

【参考】国土交通省HP

○元請負人と下請負人間における建設業法令遵守ガイドライン

○発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン

[http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1\\_6\\_bt\\_000188.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000188.html)

○社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン

[http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const\\_fr2\\_000008.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_fr2_000008.html)

## 平成 29 年度 立入検査における主な指摘事項

### 【建設業許可関係】

- ・ 技術者や役員に変更があった場合には適正に変更届を提出すること
- ・ 建設業法第 40 条に定める標識を適正に掲示すること
- ・ 建設業法第 40 条の 3 に基づく帳簿を整備すること

### 【下請契約関係】

- ・ 請負契約は当初・変更に係らず、速やかに書面で行うこと
- ・ 手形期間は 90 日以内とすること

### 【雇用関係】

- ・ 書面により労働条件を明示すること
- ・ 労働者名簿を適正に整備すること

### 【労働安全衛生法関係】

- ・ 安全衛生規則を作成、周知し、安全衛生組織図を掲示すること
- ・ 災害防止協議会や安全教育を行った際には、記録を整備すること